

東浦町 わがまち特例制度一覧
【固定資産税】

◎地方税法第349条の3						
名称	該当条項	特例の対象	取得期間	適用期間	特例率	役場担当課
家庭的保育事業	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業のための家屋及び償却資産	期限なし	期限なし	1／2	児童課
居宅訪問型保育事業	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業のための家屋及び償却資産	期限なし	期限なし	1／2	児童課
事業所内保育事業	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業(利用定員が5人以下)のための家屋及び償却資産	期限なし	期限なし	1／2	児童課

◎地方税法附則第15条						
名称	該当条項	特例の対象	取得等期間	適用期間	特例率	役場担当課
汚水又は廃液処理施設	第2項第1号	水質汚濁防止法に規定する施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設 ※沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等	令和6年4月1日～令和8年3月31日	期限なし	1／2	環境課
下水道除害施設	第2項第5号	下水道法に規定する公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を排出している使用者が、下水の障害を除去するために設置した施設 ※沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等	令和4年4月1日～	期限なし	4／5	上下水道課
都市利便設備 (都市再生緊急整備地域)	第14項	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により新たに取得した公共施設等のための家屋及び償却資産で一定の条件を満たすもの	令和5年4月1日～令和8年3月31日	5年度分	3／5	都市計画課
		上記のうち、特定都市再生緊急整備地域で施行された認定事業により取得したもの			1／2	
津波対策のための防潮堤、護岸等	第21項	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策のための償却資産 ※防潮堤、護岸等	平成28年4月1日～令和10年3月31日 ※取得又は改良期間	4年度分	1／2	防災危機管理課
津波指定避難施設(家屋)の避難用部分(既存)	第22項第1号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設のための家屋のうち、避難用部分 ※避難上有効な屋上、有効な階段等	平成30年4月1日～令和9年3月31日 ※指定期間	5年度分	2／3	防災危機管理課
津波協定避難施設(家屋)のうち協定避難用部分(既存)	第22項第2号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設のための家屋のうち、協定避難用部分(既存のもの) ※避難上有効な屋上、有効な階段等	平成30年4月1日～令和9年3月31日 ※協定締結期間	5年度分	1／2	防災危機管理課
津波協定避難施設(新築家屋)の協定避難用部分(既存)	第22項第3号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設のための家屋のうち、協定避難用部分(新たに固定資産税が課されることとなったもの) ※避難上有効な屋上、有効な階段等	平成30年4月1日～令和9年3月31日 ※協定締結期間	5年度分	1／2	防災危機管理課
津波指定避難施設の避難用付属設備(新規)	第23項第1号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設に附属する避難用の償却資産(当該指定日以後に取得されるものに限る) ※誘導灯、誘導標識、自動開錠装置	指定日～	5年度分	2／3	防災危機管理課
津波協定避難施設の避難用付属設備(新規)	第23項第2号	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設に附属する避難用の償却資産(当該協定締結日以後に取得されるものに限る) ※誘導灯、誘導標識、自動開錠装置	協定締結日～	5年度分	1／2	防災危機管理課
再生可能エネルギー発電設備(太陽光)	第25項第1号イ	一定の条件を満たす太陽光発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw未満のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	2／3	環境課
再生可能エネルギー発電設備(太陽光)	第25項第3号イ	一定の条件を満たす太陽光発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw以上のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	3／4	環境課
再生可能エネルギー発電設備(風力)	第25項第1号ロ	一定の条件を満たす風力発電設備のうち、出力が ² 20kw以上のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	2／3	環境課
再生可能エネルギー発電設備(風力)	第25項第3号ロ	一定の条件を満たす風力発電設備のうち、出力が ² 20kw未満のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	3／4	環境課
再生可能エネルギー発電設備(水力)	第25項第3号ハ	一定の条件を満たす水力発電設備のうち、出力が ⁵ 5,000kw以上のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	3／4	環境課

特記のないものは、新たに課税となった年度からの年数

わがまち特例一覧

再生可能エネルギー 発電設備(水力)	第25項第4号イ	一定の条件を満たす水力発電設備のうち、出力が5,000kw未満のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	1/2	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(地熱)	第25項第1号ハ	一定の条件を満たす地熱発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw未満のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	2/3	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(地熱)	第25項第4号ロ	一定の条件を満たす地熱発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw以上のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	1/2	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(バイオマス)	第25項第1号ニ	一定の条件を満たすバイオマス発電設備(木竹に由来するもの等を除きます。)のうち、出力が ¹ 10,000kw以上20,000kw未満のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	2/3	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(バイオマス)	第25項第2号	一定の条件を満たすバイオマス発電設備(木竹に由来するもの等に限ります。)のうち、出力が ¹ 10,000kw以上20,000kw未満のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	6/7	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(バイオマス)	第25項第4号ハ	一定の条件を満たすバイオマス発電設備のうち、出力が ¹ 10,000kw未満のもの	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	1/2	環境課
地下街等の 洪水避難用設備 又は浸水防止用設備	第28項	水防法に規定する地下街等の洪水時の避難の確保等のための設備 ※防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機	平成29年4月1日～令和8年3月31日	5年度分	2/3	防災危機管理課
市民緑地	第32項	緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地のための土地 ※有料で借り受けた土地は除く	平成29年6月15日(都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日)～令和7年3月31日 ※市民緑地の設置日	3年度分	2/3	公園緑地課
浸水被害軽減地区	第36項	水防法により指定された浸水被害軽減地区内にある土地	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	2/3	道路河川課
滞在快適性等向上施設等	第37項	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、滞在快適性等向上区域に当該事業により整備した固定資産	令和6年4月1日～令和9年3月31日	5年度分	1/2	都市計画課
雨水貯留浸透施設	第40項	特定都市河川浸水被害対策法又は、下水道法に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設 ※東浦町では、埴川流域が該当地域です	令和3年11月1日(特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日)～令和9年3月31日	期限なし	1/3	道路河川課
貯留機能保全区域	第41項	特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき貯留機能保全区域として指定された区域内にある土地	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ※指定期間	3年度分	3/4	道路河川課
再生可能エネルギー 発電設備(太陽光)	旧第25項第1号イ	一定の条件を満たす太陽光発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw未満のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	2/3	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(太陽光)	旧第25項第2号イ	一定の条件を満たす太陽光発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw以上のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	3/4	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(風力)	旧第25項第1号ロ	一定の条件を満たす風力発電設備のうち、出力が ¹ 20kw以上のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	2/3	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(風力)	旧第25項第2号ロ	一定の条件を満たす風力発電設備のうち、出力が ¹ 20kw未満のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	3/4	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(水力)	旧第25項第2号ハ	一定の条件を満たす水力発電設備のうち、出力が5,000kw以上のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	3/4	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(水力)	旧第25項第3号イ	一定の条件を満たす水力発電設備のうち、出力が5,000kw未満のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	1/2	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(地熱)	旧第25項第1号ハ	一定の条件を満たす地熱発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw未満のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	2/3	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(地熱)	旧第25項第3号ロ	一定の条件を満たす地熱発電設備のうち、出力が ¹ 1,000kw以上のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	1/2	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(バイオマス)	旧第25項第1号ニ	一定の条件を満たすバイオマス発電設備のうち、出力が ¹ 10,000kw以上20,000kw未満のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	2/3	環境課
再生可能エネルギー 発電設備(バイオマス)	旧第25項第3号ハ	一定の条件を満たすバイオマス発電設備のうち、出力が ¹ 10,000kw未満のもの	令和2年4月1日～令和6年3月31日	3年度分	1/2	環境課
企業主導型保育事業設備	旧第32項	子ども・子育て支援法に規定する政府の補助を受けた事業者が実施する、企業主導型保育事業の施設のための固定資産 ※有料で借り受けたものは除きます。	平成29年4月1日～令和6年3月31日 ※補助対象期間	5年度分	1/2	児童課 (認可は国 ※育成協会)

◎地方税法附則第15条の8						
名称	該当条項	特例の対象	取得期間	適用期間	減額率	役場担当課
新築のサービス付き 高齢者向け住宅	第2項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅	平成27年4月1日～令和7年3月31日	5年度分	2／3	ふくし課 （認可は県）

◎地方税法附則第15条の9の3						
名称	該当条項	特例の対象	対象期間（工事完了日）	適用期間	減額率	役場担当課
大規模な修繕等が行われたマンション	第1項	改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した家屋	令和5年4月1日～令和7年3月31日	1年度分	1／3	都市計画課

【都市計画税】

◎地方税法附則第15条						
名称	該当条項	特例の対象	取得等期間	適用期間	特例率	役場担当課
都市利便設備 （都市再生緊急整備地域）	第14項	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数10以上又は延べ面積が5万平方メートル以上の耐火建築物が整備されるものに限る）により新たに取得した公共施設等のための家屋 ※緑化施設、道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、公園、緑地、広場等 ※現在、東浦町は都市再生緊急整備地域に指定されていないため、この特例に該当するものではありません。	令和5年4月1日～令和8年3月31日	5年度分	3／5	都市計画課
		上記のうち、特定都市再生緊急整備地域で施行された認定事業により取得したもの			1／2	
市民緑地	第32項	緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地のための土地 ※有料で借り受けた土地は除く	平成29年6月15日（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日）～令和7年3月31日 ※市民緑地の設置日	3年度分	2／3	公園緑地課
浸水被害軽減地区	第37項	水防法により指定された浸水被害軽減地区内にある土地 ※現在、東浦町内に水防法で指定された浸水被害軽減地区はないため、この特例に該当するものではありません。	令和2年4月1日～令和8年3月31日	3年度分	2／3	道路河川課
貯留機能保全区域	第43項	特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき貯留機能保全区域として指定された区域内にある土地 ※現在、東浦町内に貯留機能保全区域として指定された区域はないため、この特例に該当するものではありません。	令和4年4月1日～令和7年3月31日 ※指定期間	3年度分	3／4	道路河川課
企業主導型保育事業設備	旧第32項	子ども・子育て支援法に規定する政府の補助を受けた事業者が実施する、企業主導型保育事業の施設のための固定資産 ※有料で借り受けたものは除く	平成29年4月1日～令和6年3月31日 ※補助対象期間	5年度分	1／2	児童課 （認可は国 ※育成協会）